

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則	告 示	公 告
○行政組織規則の一部を改正する規則	○建築士法施行細則の一部を改正する規則	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定自立支援医療機関の指定の辞退
(人事課)	(建築宅地課)	(精神保健推進室)
一	一	五
○知事指定薬物の指定	○農用地利用集積等促進計画の認可	○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告
(業務課)	(農業振興課)	(契 約 課)
二	二	六
○農用地利用集積等促進計画の認可	○飼料の試験結果の公表	○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定
(農業振興課)	(畜 産 課)	(教育庁生涯学習課)
二	二	九
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	○保安林の指定	○自然の家管理規則の一部を改正する規則
(農村整備課)	(保安林の指定)	(警察本部会計課)
四	四	九
○保安林の指定の解除の予定	○保安林の指定の変更	
(同)	(同)	
四	四	
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	○都市計画変更の図書の写しの縦覧	
(都市計画課)	(都市計画課)	
五	五	
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部 を改正する告示		
(出納総務課)		
五		

ページ

選挙管理委員会

○政治団体の届出	一
○政治団体の届出事項の異動届	一
○政治団体の解散届	一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和六年分)	一
○資金管理団体の届出事項の異動届	一
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(令和五年分)	一
○宮城県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告 書の要旨の訂正	一
労働委員会	一
○宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示	一
雑 報	一
○仙台松島道路の変更(第Ⅳ期工事)	一

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年一月二十四日	宮城県知事 村 井 嘉 浩
○宮城県規則第十三号	
行政組織規則の一部を改正する規則	
行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。 第十五条国際政策課の分掌事務の項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ず つ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。	
十 収入印紙の取得、管理及び処分に関する(海外渡航に関するものに限る。)	
附 則	
この規則は、令和七年二月一日から施行する。	
建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年一月二十四日	宮城県知事 村 井 嘉 浩
○宮城県規則第十四号	

安全性に関する検査
令和6年10月～11月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の内容
石巻魚糧工業株式会社 石巻市	同左	イナホ・フイツシユミール 63	R06.9	重金属ーカドミウム、鉛、水銀	無
協同フイツシユミール工業株式会社 石巻工場 石巻市	同左	65%フイツシユミール	R06.6	重金属ーカドミウム、鉛、水銀	無

栄養成分に関する検査
令和6年10月～11月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の内容
株式会社I・フイード 石巻工場 石巻市	同左	すこやかクテイDX	R06.10	栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
清水港飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	ビッグラムP	R06.10	栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
清水港飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	ばく麦	R06.10	栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
石巻魚糧工業株式会社 石巻市	同左	イナホ・フイツシユミール 63	R06.9	栄養成分等ー粗たん白質、粗灰分	無
フイード・ワン株式会社 石巻工場 石巻市	同左	マルチエース74	R06.11	栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

協同フイッシュミール工業株式会社 石巻工場 石巻市	同左	65%フイッシュミール	R06.6	栄養成分等一粗たん白質、粗灰分	無
---------------------------------	----	-------------	-------	-----------------	---

○宮城県告示第二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業第四地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和七年一月二十七日から令和七年二月二十六日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び栗原市役所

○宮城県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和七年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字弘川一九一の一、一九一の三、一九一の五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字弘川一九一の一・一九一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する旨、農林水産大臣から通知があった。

令和七年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

白石市福岡蔵本字神楽石二番九の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

一 解除予定保安林の所在場所

白石市福岡蔵本字神楽石二番九の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 指定施業要件

一般送配電事業用地とするため

令和七年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二十六号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公表

の縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十七号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表株式会社りそな銀行の項を削る。

別表第二中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和七年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
げは薬局	塩竈市錦町一三一―一	令和六年十一月三十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和七年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

- 1 工事番号 令和六年度債務複合施設一〇〇五号
- 2 工事名 県民会館・NPOプラザ複合施設新築工事
- 3 施工場所 仙台市宮城野区宮城野二丁目三〇一の一の一部
- 4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から令和十年十一月三十日まで
- 5 工事概要 複合施設棟 S R C造一部R C造及びS造

- 地上四階地下一階 延べ面積三一、九九六平方メートル
- 屋外便所棟 R C造平家 延べ面積三九平方メートル
- 屋外通路棟 S造平家 建築面積二二四平方メートル
- 駐車場通路棟 S造平家 延べ面積一四六平方メートル
- 昇降機工事 一式
- 外構工事 一式

※昇降機以外の建築設備工事を除く。

- 6 予定価格 二九、一一〇、〇〇〇、〇〇〇円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 7 入札方式 一般競争入札(入札参加資格事前審査方式(施工体制事前提出方式)・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用)
- 8 落札方式 総合評価落札方式(標準型(施工計画型))

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

1 共同企業体の結成方法

- (一) 構成員の数は、三者であること。
- (二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者並びに2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。
- (三) 結成は、自主結成であること。
- (四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。
- (五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 令和六年度宮城県建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格(以下「特定調達参加資格」という。)を有すること。

(2) 開札日において、宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力

「関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本人札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者
(1) 特定調達参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千三百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 現場施工に着手する日までに、建築一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

(二) 共同企業体における代表者以外の構成員
(1) 特定調達参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が八百五十点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 現場施工に着手する日までに、建築一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

三 入札手続等

1 入札執行者
宮城県出納局契約課長 櫻井 功

2 担当課及び担当班
千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎二階)
宮城県出納局契約課工事契約班 ○二二二二二二一三三三三六

3 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 2と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間
令和七年一月二十四日(金)から令和七年二月四日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く)午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法
2において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

4 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。
(一) 閲覧、貸出期間及び時間
令和七年一月二十四日(金)から令和七年二月十九日(水)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所
入札情報サービスシステム

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法
令和七年二月二十日(木)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。
なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 2と同じ

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年二月二十一日(金)午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 入札室(宮城県行政庁舎十階)

四 入札参加資格の確認等
1 提出書類
入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の3により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。
2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

令和七年一月二十四日(金) から令和七年二月四日(火) まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の2と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができ。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を三の2に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本人札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引きについては、出納局契約課のホームページ及び入札情報サービスシステムにおいて閲覧できる。

6 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

1 Name of Construction: New Construction of a Miyagi Prefectural Civic Center and NPO Plaza Complex

2 Details of Construction:

・ Complex facility building, steel reinforced concrete as well as part reinforced concrete and part steel

Four stories above ground, one basement stories, total surface area of 31,996 m²

- ・ External lavatory building: reinforced concrete, total surface area of 39 m²
- ・ External passageway structure: steel, building area of 224 m²
- ・ Parking lot structure: steel, total surface area of 146 m²
- ・ Installation of elevators (1 set)
- ・ External construction work (1 set)

*Excludes facility installation works other than installation of elevators.

- 3 Contact Information and Address for Bid Submission: Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan TEL.: 022-211-3336
- 4 Deadline for Application for Bid Submission: February 4, 2025, 5 : 00 p.m.
- 5 Person in Charge of Bidding: Isao Sakurai, Director, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government
- 6 Deadline for Bid Submission: February 20, 2025, 5 : 00 p.m.
- 7 Place for Bid Selection: Bidding Room, Miyagi Prefectural Government Building 10th Floor, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture
- 8 Date and Time for Bid Selection: February 21, 2025, 10 : 00 a.m.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和七年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県図書館情報ネットワークシステム更改（調査設計・開発）・運用保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和六年十二月二十四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 e m i y a g i 宮城県図書館情報ネットワークシステム更改（調査設計・開発）・運用保守業務企業連合 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号
- 五 落札金額 三億千七百八十六万五千八百円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和六年十月二十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和七年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察交通管制センターほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 障害発生時に速やかに復旧対応ができる体制を有していること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和七年二月五日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課及び担当班

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二一二二一〇四二九）

2 入札説明書及び仕様書の交付場所及び方法

1 において配布及びこの入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和七年二月十九日（水）までに必要書類を作成の上、1 において提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5 の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和七年三月六日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1 において必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年三月七日（金）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の委託料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として、年度開始（歳出予算成立）前に契約手続きを進めているものである。

したがって、この発注案件に係る歳出予算が不成立となったときは、入札の中止や契約の解除を行う。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters. March 6, 2025, 5 : 00 pm.

2 Item/Service Required : Service of traffic control system maintenance -1 set

3 Date and Place of Bid Selection : Bidding room, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 7, 2025, 10 : 00 am.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan T.el.: 022-221-0429

教育委員会

自然の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十四日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第二号

自然の家管理規則の一部を改正する規則

自然の家管理規則（平成十七年宮城県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。
第八条中「現金により納入する方法」を「次の方法」に改める。
第八条に次の二号を加える。

一 現金により納入する方法

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付

受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法
附則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
令和七年一月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

今野清人後援会 今野 清人 今野 清人 加美郡加美町宮崎字坂下三一二六 令和六年十二月十二日

田村啓峻後援会 猪股 芳男 佐々木 洋 登米市中田町上沼字大泉門畑二八 令和六年十二月六日

藤原しゅん後援会 藤原 峻 藤原 峻 栗原市栗駒猿飛来山根二六 令和六年十一月二十九日

三浦たかし後援会 三浦 孝志 三浦 孝志 栗原市若柳字福岡四ツ谷九三一一 令和六年十一月二十九日

○宮選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和七年一月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

委員 櫻 井 正 人

支部 所の所在地 榴ヶ岡二七 苦竹一七二 十二月十一日

代表者 大池 康一 小野寺利裕

自由民主党宮城県第三選挙区支部 西村 明宏 会計責任者 高木 哲哉 谷 弘三 令和六年十二月十六日

自由民主党宮城県仙台市若林区第二支部 菊地 崇良 会計責任者 須知 亨 菊地 正人 令和六年十二月五日

立憲民主党宮城県第一行政区支部 辻 隆一 代表者 辻 隆一 岸田 清美 令和六年十二月七日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者 異動事項 新 旧 異動年月日

大河原ふゆこを育てる会 大河原美由子 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区元寺小路三〇六一三 令和六年十二月十三日

幸福実現党宮城県本部 油井 哲史 会計責任者 三國 佑貴 中里 亜土 令和六年十一月一日

菅原麻紀後援会 笠間 隆三 代表者 笠間 隆三 小林 茂樹 令和六年十二月四日

西村明宏後援会 西村 明宏 会計責任者 高木 哲哉 谷 弘三 令和六年十二月十六日

○宮選管告示第四号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和七年一月二十四日 宮城県選挙管理委員会 委員長 櫻 井 正 人

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

小川まさよしを励ます会 佐藤 弘喜 令和六年十一月三十日

○宮選管告示第五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年一月二十四日

宮城県選挙管理委員会 委員長 櫻 井 正 人

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体) 小川まさよしを励ます会 報告年月日 6.12.3 (6.11.30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。 令和七年一月二十四日 宮城県選挙管理委員会 委員長 櫻 井 正 人

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

大河原美由子 大河原ふゆこを育てる会 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区元寺小路三〇六一三 令和六年十二月十三日

○宮選管告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった令和五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和六年宮選管告示第二十二号の一部を次のとおり改める。 令和七年一月二十四日 宮城県選挙管理委員会 委員長 櫻 井 正 人

宮城県選挙管理委員会 委員長 櫻 井 正 人

自由民主党宮城県仙台市泉区第一支部の令和五年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中 「1 収入総額 18,103,029」を「1 収入総額 18,303,029」に、「本年収入額 15,003,728」を「本年収入額 15,203,728」に改める。

3 本年収入の内訳中

宮 城 県 公 報

<p>「寄附 10,180,000」や「寄附 10,380,000」に 「政治団体分 520,000」や「政治団体分 720,000」に 5 寄附の内訳中 「宮城県歯科医師連盟 500,000 仙台市青葉区」の次に 「自由民主党宮城県第二選挙区支部 200,000 仙台市泉区」や 自由民主党宮城県仙台市宮城野区第三支館の令和五年分収支報告書の要旨の</p>	<p>4 支出の内訳中 「政治活動費 1,909,457」や「政治活動費 3,609,457」に 「調査研究費 9,900」の次に 「寄附・交付金 1,700,000」を加える。 5 寄附の内訳中 「郷古正太郎 1,863,287」や「郷古正太郎 1,545,184」に 「年間五万円以下のもの 30,000」の次に 「(団体分) 宮城県改革協議会 2,000,000 仙台市青葉区」を加える。</p>
<p>1 収入総額 32,800」や「1 収入総額 232,800」に 「本年収入額 32,800」や「本年収入額 232,800」に 2 支出総額 0」や「2 支出総額 200,000」に 3 本年収入の内訳中 「個人の党費・会費 (50人) 32,800」の次に 「寄附 200,000 政治団体分 200,000 4 支出の内訳 政治活動費 200,000 寄附・交付金 200,000 5 寄附の内訳 〔政治団体分〕 自由民主党宮城県第二選挙区支部 200,000 仙台市泉区」や の</p>	<p>1 収入総額 4,101,102」や「1 収入総額 4,651,102」に 「本年収入額 3,610,000」や「本年収入額 4,160,000」に 3 本年収入の内訳中 「寄附 3,610,000」や「寄附 4,160,000」に 「政治団体分 1,110,000」や「政治団体分 1,660,000」に 5 寄附の内訳中 「浩泉会 480,000 仙台市青葉区」の次に 「宮城県歯科医師連盟 300,000 仙台市青葉区 自由民主党宮城県第二選挙区支部 200,000 仙台市泉区 年間五万円以下のもの 50,000 沼沢しんやの会の令和五年分収支報告書の要旨の</p>
<p>1 収入総額 2,317,307」や「1 収入総額 3,999,204」に 「本年収入額 1,993,287」や「本年収入額 3,675,184」に 2 支出総額 1,993,287」や「2 支出総額 3,693,287」に 3 本年収入の内訳中 「寄附 1,993,287」や「寄附 3,675,184」に 「個人分 1,993,287」や「寄附 1,675,184」の次に 「団体分 2,000,000」を加える。</p>	<p>1 収入総額 4,152,202」や「1 収入総額 4,452,202」に 「本年収入額 3,371,000」や「本年収入額 3,671,000」に 3 本年収入の内訳中 「寄附 3,371,000」や「寄附 3,671,000」に 「政治団体分 3,271,000」や「政治団体分 3,571,000」に 5 寄附の内訳中 「宮城県改革協議会 3,000,000 仙台市青葉区」や 「宮城県改革協議会 3,300,000 仙台市青葉区」の次に</p>

菅原正和後援会の令和五年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 1,026,205」を「1 収入総額 1,226,205」に
「本年収入額 920,000」を「本年収入額 1,120,000」に改める。

3 本年収入の内訳中

「寄附 920,000」を「寄附 1,120,000」に
「政治団体分 690,000」を「政治団体分 890,000」に改める。

5 寄附の内訳中

「自由民主党仙台市支部連合会 260,000 仙台市青葉区」の次の行に
「自由民主党宮城県第二選挙区支部 200,000 仙台市泉区」を加える。

橋本けいすけと市政を元来とする会の令和五年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 2,986,888」を「1 収入総額 3,186,888」に
「本年収入額 1,920,000」を「本年収入額 2,120,000」に改める。

3 本年収入の内訳中

「寄附 1,920,000」を「寄附 2,120,000」に
「政治団体分 920,000」を「政治団体分 1,120,000」に改める。

5 寄附の内訳中

「自由民主党仙台市支部連合会 620,000 仙台市青葉区」の次の行に
「自由民主党宮城県第二選挙区支部 200,000 仙台市泉区」を加える。

○宮城管告示第八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により各候補者から提出のあった令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書について、訂正の届出があったので、令和六年宮城管告示第三十九号の一部を次のとおり改める。

令和七年一月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

候補者松本由男の第一回報告分の収支報告書の要旨の

3 報告書の要旨の収入中

「自由民主党宮城県第二選挙区支部 政党支部 200,000」を
「自由民主党宮城県仙台市宮城野区第三支部 政党支部 200,000」に改める。

労働委員会

○宮城県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱している宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和七年一月二十四日

宮城県労働委員会

委員長 水 野 隆 子

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

（令和7年1月1日現在）

氏名	現職	主要経歴	委嘱年月日
水野 紀子	宮城県労働委員会委員 白鷗大学法学部教授	東北大学大学院法学研究科 長	令6. 4. 1
岡崎 貞悦	宮城県労働委員会委員 弁護士	弁護士	令6. 4. 1
豊田 耕史	宮城県労働委員会委員 弁護士	弁護士	令6. 4. 1
佐々木 くみ	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部法律学科教 授		令6. 4. 1
高 さやか	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学部教授		令6. 4. 1
佐竹 一則	宮城県労働委員会委員 日本労働組局長		令6. 4. 1
北 館 和 彦	宮城県労働委員会委員 自治労宮城県本部中央副執行委 員長		令6. 4. 1
佐 藤 友 彦	宮城県労働委員会委員 宮城民主医療機関労働組合書記 長		令6. 4. 1
鈴木 謙一	宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城県本部委 員長		令6. 4. 1
新 山 齊	宮城県労働委員会委員 JAセブン宮城県支部支部長		令7. 1. 1

大 内 栄 治	宮城県労働委員会委員	株式会社七十七銀行取締役	令6.4.1
伊 藤 光 芳	宮城県労働委員会委員	株式会社山製作所 執行役員管理本部長	令6.4.1
小野木 克 之	宮城県労働委員会委員	株式会社河北新報社専務取 締役	令6.4.1
清 野 敦 敏	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社ピ ボート本部人財部長		令6.4.1
飯 野 守 一	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経 済協会専務理事		令6.8.1
諸 星 久美子	宮城県労働委員会事務局 長		令6.4.1
笹 森 博 樹	宮城県労働委員会事務局 副局長兼審査調整課長		令6.4.1

雑 報

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。
令和七年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十二条第一項の規定により、仙台松島道路の
変更(第Ⅳ期工事)について、次のとおり公告する。

令和七年一月二十四日

宮城県道路公社

理 事 長 櫻 井 雅 之

- 一 路線名 県道仙台松島線
- 二 工事の区間 宮城県利府町赤沼、宮城県松島町初原
- 三 工事の種類 改築
- 四 工事開始の日 令和七年一月二十四日